レンタカーの増車手続きに関するお知らせ

＝11月1日からレンタカーの増車等の届出が不要になります＝

※ただし、マイクロバスを除く

新たに届出が不要になる手続き

➡増車（マイクロバスを除く。）
➡代替（マイクロバスを除く。）
※減車は以前から届出不要

引き続き届出が必要な手続き

➡氏名、名称及び住所の変更
➡貸渡事務所の変更
➡マイクロバスの増車
➡マイクロバスの代替

レンタカーの登録時に、輸送担当における事業用自動車等連絡書等の経由手続きが不要となります※ただし、マイクロバスを除く

▼

代わりに、レンタカー事業者証明書（写）の添付が必要となりますので、登録前に輸送担当でレンタカー事業者証明書続きを行ってください。
（手続きから交付までには1週間～2週間程度かかります）
※当面の間は、引き続き、事業用自動車等連絡書等での手続きも可能です

レンタカー事業者証明書とは

- レンタカー事業者証明書の交付には、申請が必要です。
- 交付申請は、貸渡し事務所の所在地を管轄する運輸支局輸送担当に対して行ってください。
- 証明書の有効期限は、５年です（名称、住所等が変更になった場合は手続きが必要です）。
- 証明書の有効範囲は、近畿運輸局、神戸運輸監理部、その管内の各運輸支局、自動車検査登録事務所及び軽自動車検査協会です。
- レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者については、ワンウェイ方式実施事業者証明書を交付します。

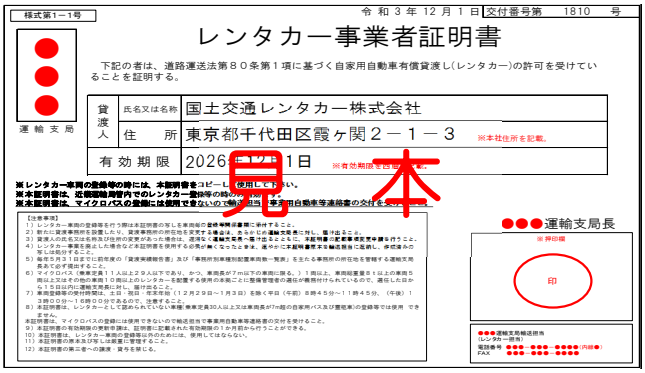
様式第1－1号

令和３年12月１日　交付番号第　1810　号

レンタカー事業者証明書

下記の者は、道路運送法第８０条第１項に基づく自家用自動車有償貸渡し（レンタカー）の許可を受けていることを証明する。

運輸支局

貸渡人	氏名又は名称	国土交通レンタカー株式会社
	住　所	東京都千代田区霞ケ関２－１－３　※本社住所を記載。
有効期限		2026年12月1日　※有効期限を記載。

※レンタカー車両の登録等の時には、本証明書をコピーして使用してください。
※本証明書は、近畿運輸局管内でのレンタカー登録等の時のみ使用できます。
※本証明書は、マイクロバスの登録には使用できないので輸送担当（事業用自動車等連絡書）の交付を受けること。

見本

●●●運輸支局長
※押印欄
印

●●●運輸支局輸送担当
（レンタカー担当）
電話番号　●●●－●●●－●●●●（内線●）
FAX　●●●－●●●－●●●●

ご注意ください！！

事業者証明書（写）はレンタカーとしての登録を希望する場合のみ添付ください。
レンタカー以外の自家用車を登録する場合に誤って添付しないようにご注意ください！

・・問い合わせ先・・
京都運輸支局　輸送担当　ＴＥＬ　０７５－６８１－９７６５

レンタカー事業者証明書交付等申請書

様式第2号

京都運輸支局長　殿

申請日	20　　年　　月　　日

レンタカー事業者証明書の交付等を申請します。

氏名又は名称			
代表者名			
住所	〒		
電話番号		担当者	氏名: 連絡先:

申請区分　（該当する申請区分に◯をつけて下さい）			
1）新規交付	2）記載事項変更	3）更新	4）再交付
5）ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付			

変更の内容（貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「2）記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。）

新	旧

再交付の理由（「4）再交付」に該当する場合、該当理由に◯をつけてください。）

1）紛失	2）毀損	3）その他

【その他の場合、具体的に記載してください】

レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者であるかの確認	
別途、ワンウェイ方式実施届出を提出済みですので、「ワンウェイ方式実施事業者証明書」の交付を申請します。	
はい（交付申請します）	**いいえ**（交付申請しません）

宣　誓　書

以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。

- ☐ 毎年5月31日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。
- ☐ レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。
- ☐ その他、レンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

第　　号のレンタカー事業者証明書を確かに受領しました。

第　　号のワンウェイ方式実施事業者証明書を確かに受領しました。

受領者氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※支局確認印欄

様式第2号

レンタカー事業者証明書交付等申請書

京都運輸支局長　殿

【記載例】

申請日	20　21年　11月　1日

レンタカー事業者証明書の交付等を申請します。

氏名又は名称	京都〇〇レンタカー　株式会社		
代表者名	京都　太郎		
住所	〒612－8418　京都市伏見区竹田向代町37		
電話番号	075－681－9765	担当者	氏名：京都　花子 連絡先：075－681－9765

申請区分　（該当する申請区分に〇をつけて下さい）
1）　新規交付　　2）　記載事項変更　　3）　更新　　4）　再交付 5）　ワンウェイ方式実施事業者証明書の交付

変更の内容（貸渡人の氏名又は名称、住所を変更し、「2）　記載事項変更」に該当する場合、変更する事項を記載して下さい。）

新	旧

再交付の理由（「4）　再交付」に該当する場合、該当理由に〇をつけてください。）

1）　紛失　　2）　毀損　　3）　その他
【その他の場合、具体的に記載してください】

レンタカー型カーシェアリングのワンウェイ方式実施事業者であるかの確認	
別途、ワンウェイ方式実施届出を提出済みですので、「ワンウェイ方式実施事業者証明書」の交付を申請します。	
はい（交付申請します）	いいえ（交付申請しません）

宣　誓　書

以下の遵守事項を確認し、チェックを入れて下さい。

- ☑ 毎年5月31日の期限までに、「貸渡実績報告書」及び「事務所別車種別配置車両数一覧表」を主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あてに提出します。
- ☑ レンタカー事業者証明書等の交付を受けた場合は、原本及び写しを厳重に保管・管理するとともに、レンタカー車両の登録等以外のために使用いたしません。
- ☑ その他、レンタカー許可に付された条件を遵守し、適正に営業を行います。

上記のとおり相違ないことを宣誓いたします。

第　　号のレンタカー事業者証明書を確かに受領しました。

第　　号のワンウェイ方式実施事業者証明書を確かに受領しました。

受領者氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※支局確認印欄